

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定によって、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によって、当該業者の免許を取り消す。

令和八年九月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

商号又は名称	代表者氏名	宅地建物取引業者名簿に登載されている事務所の所在地
Capital Vision株式会社	土井 億治	広島県広島市中区舟入本町一七番二号